

# 令和3年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年1月7日（木）13時33分から14時59分

2. 開催場所 保健福祉センター・香北2階

3. 出席委員 (17名)

会長 19番 原 心一

会長職務代理

委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	3番 横山 実男
	4番 森田 良彦	5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄
	8番 宗石 和彦	9番 西村 広幸	10番 西岡 久
	11番 山崎 彰	12番 三木 克司	13番 上島 陽子
	14番 鍵山 佳広	15番 小松 和啓	16番 三谷 富重
	17番 山内 茂		

4. 欠席委員 (2名)

7番 森安 正 18番 岡本 博臣

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 非農地証明願いについて

第3号 下減面積の設定について

第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について

第6号 使用貸借返還通知報告について

第7号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）

第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進

事務局次長 和田 小百合

事務局係長 公文 正志

農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

開会 (13時33分)

議長

それでは皆さん、こんにちは。新しい年が明けまして改めまして皆さん方、あけましておめでとうございます。また、本年もよろしくお願ひしたいと思います。昨年はですね、12月に入つてから高知県でもコロナウィルスが急激に増えまして、それぞれ皆さん方、自粛生活といいますか、子供さんとか、お孫さんなんかが県外へ行つておってもなかなか帰つてくる機会がなくて会えないというふうな環境にあろうかと思います。緊急事態宣言というふうな、都会の方では発令をされる予定ですが、高知県につきましてもですね、最近はだいぶ

収束しておりますけれども、一時期大変なことになったというふうに思います。私の知る限り、おかげさまで香美市の方ではですね、そういうウイルスの関係の患者が出てないというふうに思ってますけれども、隠れてどっかにあるかもわかりませんので、皆さん方もこれから先も十分注意をしていただきたいと思います。

今年に入って急激に寒さが来るということで、今日、明日、明後日あたり、非常に寒いというふうなことも報じられておりますので、皆さん方、農作物、また施設の方もですね、十分に注意をしていただきたいと思います。また風も強くなるというふうなことも言われてますので、非常に心配ではありますけれども、十分な注意、管理をしていただきたいというふうに思ってますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

本年の一番最初の会ということで今日の定例会に入って行きたいと思いますので順次よろしくお願ひをしたいと思います。

今日はですね、議案の訂正がありますので、最初に事務局の方から説明をいただきます。議事録の署名人は今日は宗石委員さん、西村委員さんにお願いしますのでよろしくお願ひをしたいと思います。なお、欠席でですね、森安委員からですね、欠席の届けがありますのでご報告をおきます。以上ですので、順次進めてまいりますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

事務局

すいません、訂正をお願いします。議案書の14ページ、左の上の方に次のとおり、使用貸借終了が資料となってますので使用に訂正をお願いします。

次に一番最後のページですが、22ページ。申請番号12番、一添上のところなんんですけど、現況地目のところの下にですね、数字の2と入ってますが、これを削除をお願いします。もう1件が写真資料の方になります。資料の13-1、空き家に付属した農地指定申請・審査確認書、資料13-1の下の確認者所見のところの一段目の所有者は高知市在中しており、高齢のためとなっております。高をひとつ削除をお願いします。以上です。

委員(16番)

すいません、ちょっと教えていただきたいです。

議長

はい。

委員(16番)

議案書の1ページ。申請番号2番の10a単価、これ正解ですか。

事務局

正解です。

委員(16番)

正解。

議長

いいですかね、他に何かありませんか。

なければですね、順次議題に入って行きたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いをします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字加治屋敷1025番、地目は田、面積は1,160m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は16,643m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり431,034円で総額500,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字横田120番10、地目は畑、面積は6,49m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、

譲受人の耕作面積は5,872.08m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は2,10a当たり20,000,000円で総額129,800円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町中野字西時光石63番、地目は田、面積は168m<sup>2</sup>、外7筆、計8筆で合計面積3,417m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は19,823.3m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3,10a当たり585,308円で総額2,000,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字大西土居343番2、地目は畑、面積は165m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,366m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小、労力不足、譲受理由は隣接地の取得、資料は4,10a当たり181,000円、総額30,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町並生野字辻ドヲ445番、地目は田、面積は396m<sup>2</sup>、外5筆、計6筆で合計面積1,955m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は128,004.88m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は5,10a当たり300,000円で総額586,500円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町橋川野字フル堂14番、地目は畑、面積は42m<sup>2</sup>、外5筆、計6筆で合計面積732m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,819m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、隣接地の取得、資料は6,10a当たり500,000円で総額262,750円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須字松本814番、地目は畑、面積は1,357m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,499m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、隣接地の取得、資料は6,10a当たり200,000円で総額271,400円です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町小川字横谷上ノ屋敷697番、地目は畑、面積は350m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,170m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は8,10a当たり285,714円で総額100,000円です。

9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字田中川2775番、地目は田、面積は1,742m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は譲案書のとおり、譲受人の耕作面積は12,241m<sup>2</sup>、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模拡大、資料は9,10a当たり574,053円で総額1,000,000円です。  
たなかだ

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しております。

続いて補足説明を致します。2番案件の資料は2-1をお願いします。写真を見ていただくと、今市道の直接の工事をしております上の住宅地図で見ていただいて赤のところが今回売買するところで、その右手に■さんのお家があります。譲渡人の■さんのこちらがお家で、その間にVの畑マークがありますが、こここの農地を市道が通ることになりますて、ちょうど■さんの家のから下まで水路が市道まで行ってますが、これに沿って付くようになってまして現在工事をしております。それでこの■さんの農地がですね、その道路が通ることによって分断された残りがですね、譲受人の■さんの農地に接することになりますて、お互いに話をされてですね、売買に至るという経緯で、今現在ちょっと道になってますが、ここは畑の一部になるということになっております。2番については以上で、次に3番の案件ですが、今回譲受人が■になっております。■という法人になっておりまして■について少し説明をさせていただきます。この会社は平成30年の8月の8日に設立

をされております。香南市の香我美町山北に所在地を置いております。事業の目的は、ひとつが農産物の生産加工、販売及び品種改良。2番に農業生産に係る作業委託、3番が養鶏場の経営、4番が農業及び、養鶏場の経営に関する人材育成及び指導というのが事業の目的としております。現在主にですね、ハウスでニラと露地でオクラ等を栽培しておりますが、香南市の野市町、こちらは所有地ですが、こちらで6,940m<sup>2</sup>、南国市の陣山で利用権を設定して4,308.3m<sup>2</sup>、それと香美市の岩積でこちらも利用権を設定して8,575m<sup>2</sup>を耕作しております。法人についてはですね、農地を取得するにあたって農地所有適格法人というものに該当する必要があります。それについて調査書の3番を開けていただきて、中段あたりにですね、第2項第2号農業生産法人以外の法人というところがありますが、ここにちょっと要件を満たしているってことを書いていくんですけども、簡単にちょっと説明をさせていただきます。

まずこの法人は [REDACTED] であり、組織形態要件については満たしています。

次に法人は農産物の生産を営んでおり、事業要件を満たしている。これはですね、農業、加工とか販売、関連事業を含む農業の売上高が過半以上であるということを満たしていると、他に農業に関わらない事業があって、全体の収入の内、半分以上が農業の収入であることが必要でいうことです。

次に法人の構成員の過半が事業に従事しており、また農業の常時従事者である構成員が総議決権の1/2超を保有しているため構成員要件を満たしていると。構成員については3人の株主がおります。その内2名がこの事業に従事しております、その2名が持ち株が1/2を超えておりますので、総議決権の1/2を超えているということで要件を満たしております。

次に法人の役員の1人以上が、農業に常時しており、役員要件を満たしているところで、これは役員の2人がですね、常時農業を厳密150日以上ということですが、従事してますのでここもクリアしているということになります。以上のことから農地所有適格法人の要件を満たしているということです。資料についてはですね、きょう提出した内容についてはすべて要件をクリアしているということで確認をしております。補足説明については以上です。

議長 以上、補足説明まで終わりましたので、ただ今より審議に入りますが、関係をする [REDACTED] 委員さんがおいでますので退席をしていただいてですね、申請番号9番を先に皆さん方にご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

#### [REDACTED] 委員退席

議長 9番についてですね、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、ありませんかね。

#### 質疑なし

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 異議なし

議長 はい、それでは9番の案件につきまして賛成の方の举手をお願いします。

#### 全員举手

議長 はい、全員賛成。有難うございました。

-----[■]委員入席-----

議長 [■]さん許可をされましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員(8番) 有難うございます。

議長 それでは議案第1号の3条の案件につきまして、すべての案件で皆様方にご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんかね。

-----質疑なし-----

議長 各段無いようですが、先程も金額で2千万という単価のところの質問がありましたが、私もですね、この道、地図を見ますと、2-1の地図を見ますとですね、農協の前から東へずっと行きますと楠日の消防屯所、あそこがありますが、その左側、北側にですね。道がついていきゆうのをずいぶん前から見ておりました。農業委員会にも何の審議もありませんでしたので、たぶん香美市が収用でですね、道をつけゆうんだと思いましたが、その通りでして、収用の場合は農業委員会へかかるべきませんので、そういうことで道がつきゆうと思います。ここに畠として残地が残ったわけでしてですね、その残地を2-1の地図を見ますとですね、その残地の右側、[■]さんくの家の間へ道がこうずっと上がって行きますが、その三角の土地がですね、残地になるわけです。その関係でその残地を西側の人、左側の人がですね、有効的に利用するために買われたというふうなことの説明がありました、そういうことですので補足説明します。他に何かありますかね。

推進委員(8番) すいません、ひとつだけ教えて下さい。

議長 はい、どうぞ。

推進委員(8番) 申請番号6番なんですが、152番地の方がですね、持分2分の1となってるんですが、この場合、あの2分の1が誰の分かわからないんですけども、耕作部分に何か問題があるんじゃないかなというふうに思ったんですが。

事務局 はい、説明します。まずですね、持分についてはもう一人いるんですが、それは[■]さんのひいおじいさん位になるらしいんですけども、持分だけをですね、売買する場合には片方の同意は要らないということになります。これが両方の持分を売買する場合には両方の申請なり、同意が必要なんんですけども、農地の持分1/2だけを譲り受けるということで問題は無いんですけど、実際には[■]さんが元々使っているところですので後々問題は起こってはきませんが、相続すれば[■]さんが相続するっていう残り1/2をするんですけど。

ちょっとわかりにくいですね、すいません。1/2ずつてことは2人の持分の方がおいでるんですけど、その持分を1/2だけを売買することは農地だけじゃなくて、不動産でも何でも可能っていうことです。

推進委員(8番) その売買じゃなくて耕作していくときに何か、ひょっと1/2を誰か第三者に渡つたりしたら

事務局 持分が1/2だけであって半分耕作する半分耕作しないそういうわけではないので1/2であっても全部をっていうところにはなってくるでしょうけど、そこはもうどう使うかっていうのは所有者の判断になると思いますけど

推進委員 これ、資料の6-3、ちょっと見てくれますか。6-3の③っていうところ

(10番)	に152番、写真が上が151なんで、152の1/2というのは152がちょっと真ん中あたりに境がある、わかりますかね、あるのが、
議長	見えます。
推進委員 (10番)	それが右と左が半分半分になって、[REDACTED]の分はこの右側、152の番号を振つちゅうくが[REDACTED]さんの分でもうずっと前からこういうふうに分けてあったけど登記をしてないということだけで、その本人、両方が、持分、お互いこれがうち、これがって別れるのが分かってて、たぶん1/2ということになっちゃうと思います。現状は全部これは[REDACTED]がぜんぶ作ってますけど。1/2はこここの境で半分に分かれちゅう。1/2という。
議長	将来的によね、採めたりすることはないってことよね。
推進委員 (10番)	無いです、それは。
議長	それが1番心配です。農業委員会が許可出したのに後で採められると1番困る。
事務局	ちょっとわかりやすく説明すると僕と局長が農地を1/2持つちょっと、それを会長が買うと。僕が1/2の持分だけを会長に売る時に持分だけなので局長の同意は要りません。そういうことながです。権利を両方とも会長が欲しい場合には両方からのあれが必要になりますということです。
議長	境がちゃんとできちゅうき、それでえいってことか。どっちを取るとか。
事務局	境とかは関係ない。持分だけのことなので。
議長	持分だけ。極端な話私が買うちょっとよね、売る時にはお互いが協議をしてこっちを売らん、あっちを売るじや言うてくるわけ、そんなことない。
事務局	それは買い手がですね、持分を全部欲しいというふうになれば持分持つちゅう人から、申請を買うと。
議長	それで全部買えるということか。わかりましたかね。
事務局	何か問題が起こりそうですが、そうゆうふうになっているみたいです。
議長	他の件で何かありませんか。
-----質疑なし-----	
議長	格段無いようですので採決に入りたいと思いますが。1件、[REDACTED]さんが買うちゅうがで、5の写真の③、家が近くにあるけんどよ、たぶん[REDACTED]さんはどうするがです。柵の木を植える。
事務局	柵です。一応低くやって宅地ともに影響が無いように管理するということで出てます。
議長	ということで、その場合には住宅があるけんど、こういうところの住宅には同意というの必要ないか

事務局	必要ないです。
議長	はい、わかりました。 それでは採決に入りたいと思いますが、構いませんかね。
-----異議なし-----	
議長	はい、それでは議案第1号農地法第3条の許可申請についてですが、賛同の方の举手をお願いします。
-----全員举手-----	
議長	はい、全員賛成。有難うございました。 続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事務局	すいません、さっきの隣の家の同意が必要無いかというところで、無いと言いましたが書類上については必要ないですが、その地区で耕作をする場合はその地区でのいろいろ決まりがあると思いますので、そういうことには従ってやるということで申請が出ていますので補足しておきます。
議長	そういう申請が出ちゅうわけか。はい、わかりました。 ごめん、議案第2号非農地証明。
事務局	議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請地は土佐山田町平山字ヒトン棒1671番3、地目は畑、面積は405m <sup>2</sup> 、外2筆、計3筆で合計面積576m <sup>2</sup> 、利用状況は店舗、住居、駐車場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、すでに耕作をしていなかった1677番2、1672番、1671番3を被相続人が喫茶店を営業するために店舗（平成6年建築）、住居（平成7年建築）、駐車場として使用を開始したと相続人は聞いている。調査員は岡林推進委員で資料は10です。 2番、申請地は香北町谷字ホドウチ750番、地目は田、面積は211m <sup>2</sup> 、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、当該地には、昭和46年に自宅建物を建て、以来宅地として利用している。調査員は三谷委員で資料は11です。以上です。
議長	すいません、順次、補足説明を岡林委員さんからお願ひしたいと思います。
推進委員 (9番)	資料の10-1を見て下さい。この場所は繁藤の出張所、香美市の、そこから400m位、市喜ヶ峰の森林公園の方へ入ったところです。現場の近くは高速道路が通うようしたり、それから右側、地図の右側、上段には太陽光が設置しているところです。図面の上の段で1677-2というのは、次のページ、10-2を見てください。これは住宅が建っておって、それから北側は県道繁藤西町線が通っております。それから写真の左側は本人の雑種地になっております。それと元に戻って10-1の小さな角番が2つあるが、1672番と1671-3、これは次の10-2の資料、10-3の資料であるように雑木というかこういうのばっかりあって法面で畑として使えるような、田んぼとして使えるようなところはありません。それからその隣接地は日本道路高速道路の保有、債務返済機構の所有者になっておったり、それから下段は赤線道があつて、それから元に戻るけど、10-1の資料にあるようにその図面、3筆あるところの下段は田んぼですが、そこはきれいに分かれておつて、邪魔になるようなところはありません。以前僕もここで2年位この人の土地を作りました。その時には宅地らあはできておつたんですが、この土地は平成5年の6月に売買されて

おって、それから順にこういうふうにきたということで、この先に事務局が説明してくれた資料の通りだと思います。関係者の人は歳がいて、ほとんど亡くなっていますので、かつちりしたことはわかりませんが、周辺の状況からしてもう非農地とするしかないと思います。以上です。

議長

はい、続きまして三谷委員さん、すいません。

委員（16番）

資料11-1の図面を見てもらいたいです。資料には46年頃宅地化しましたということですけど、これは46年に建てちょっとけんど、実際に15・6年以上人が住んじゅうことはなかったということです。最近、この下にある■■さんていうとこの息子さんがこの家を買いたいということになって、田んぼではいかんということで非農地証明を出したようですが、周りは11-1の下に戻って分かりますけんど、右側の小道、これまあ、家へ行く道であって、その下にちょっと田んぼがあるんじやけんど、もうほとんど耕作放棄地状態だから、右側も木を植えたり、耕作放棄地になって他の人が入ってこの辺をきれいにしてもらいたいというのが近隣の人の要望であったり、非農地にしてここにすむことで、行政書士の人に聞いたところ隣地の承諾はどうやらそれはまだもろうでないけんど、おいおいもろうてくる。おそらくこれ問題は無いと思うて承認の判断を押しました。以上です。

議長

はい、補足説明が終わりましたので、議案第2号非農地証明願いについての質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんか。

#### ――質疑なし――

議長

格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

#### ――異議なし――

議長

はい、それでは各段質疑はありませんので、議案第2号非農地証明願いについて申請の通り賛成の方の举手をお願いします。

#### ――全員举手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第3号下限面積設定についての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 下限面積の設定（案）について補足説明をいたします。

この議案については、「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」により、「空き家に付属した農地指定申請書」の提出がありました。この議案書の下段の方に、0.1別段の面積0.1aというところがありますが、今回この5筆が申請ありましたので、この5筆の承認をいただきましたらこの案で下限面積を設定する、下限面積の公示を行う予定しております。

それでは、資料の方で説明をしていきます。資料12-1、申請は2件あります。

はじめに、資料12の審査資料と、現地の写真資料をご覧ください。

農地の所有者は確認書のとおりで、所在地は、香北町梅久保字谷屋敷908番、外1筆で、合計面積488m<sup>2</sup>、遊休地区区分は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見としましては、所有者は、[REDACTED]に在住しており、高齢のため、農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。また、申請地は、山間地であり、周辺の効率的かつ総合的な利川の確保に支障を生ずる恐れはないことから、設定基準に該当するものと判断をしております。

次に、2件目ですが、資料は13になります。

申請地の所在地は、物部町山崎字藏用734番1、2筆で、合計面積509m<sup>2</sup>、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間及び多面的機能支払制度の利用はありません。

所見としては、所有者は、[REDACTED]に在住しており、高齢のため、農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。また、申請地の周囲は宅地であり、周辺農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れはないことから、設定基準に該当するものと判断しております。説明については以上です。

議長

以上、説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方より、何かご質問はありませんかね。

はい、どうぞ、岡田君。

委員（5番）

資料13-1か、写真の、この周りは家が無いがですね。

議長

どこの。

委員（5番）

資料13の写真の13-2の734-1です。これは周りが農地やき。

議長

これも一緒にということじゃお。私もこれ、ちょっと聞きたいって思ってましたけんど、まあ言うたら飛び地になっちゃらあね、家の周辺じゃないわけよね。こういう場合も農地から外してていう感じになるわけですか。

事務局

耕作できるところであれば問題無いです。ここはですね、距離的にも歩いてもそんなに離れてはないです。道が通ってるんですけど、

道の南側に、これ畑に見えますけど、ここ実は河川なんです。河川になってるんで、ちょっと、実際に畑は有りますけど、河川でありますし、上も道と言えるか、実はここ、すでに、購入の方が、契約が大体決まっておりまして、柿子を植えたりということで、来月、いけば3条に出てくる予定になっております。上の家の周りはですね、ちょっとあまり耕作条件が、家の前はですね、野菜は作れますけれど、山側の方は柿なりを植えるしか、今はこういう現況になっています。耕作等についてはですね、特に決まったあれがないので、ちょっとどうかと思われたときにはですね、事前に意見交換会なり、またはこういった総会にですね、ちょっと協議した頂いてというところになってくると思うんですが、今回はこの件については問題無いと考えをしております。

議長

まつてよ、3条で出てくる言うたろ。次に、次というか将来的にね、3条の場合にはこの人は下限面積が足らんき、買えんというのか。先に今回一緒に

事務局

そうです。今回このお家の方がですね、このお家とその農地、この3筆を空き家として登録をするんですけど、もうすでにここ買いたい方がおいでると。

議長

別の人。

事務局

別の方です。

新しくここへ[REDACTED]からですね、買って来られるという方が。

議長	その方が 734-1 へ柚子を作っちゃうがよね、それを 3 条で買うというのやろう。農地として買う。そうじゃない。
事務局	そうです。3 筆を下限面積を 0.1a に設定するということで、設定できれば購入したいというところです。
議長	今回一緒にするがやないが。いうたら、資料の 13-2 で赤丸で囲ぢらあね。これをすべて取得しよとしゅうわけじやないがかえ。
事務局	この 3 筆を取得する予定です。
議長	そうやろう。それやつたら、これをよね、734 を 3 条で買う必要があるかえっていうがよ。一緒に今度全部するがやないが。空き家バンクと一緒によね、農地付きで一緒にするろう。
事務局	そうです。空き家バンクに登録をする農地を、はい。
議長	登録すらあね。登録したら 734-1 を 3 条で取得するって言うのはどういう意味。
事務局	すいませんが、今回下限面積の設定にあたって 0.1a で指定をしたいという空き家について農地を指定したいという申請がありまして、それを下限面積に設定するため、今回のこの 3 筆を 0.1a に指定ということになればですね、下限面積に設定すると。
議長	はい、わかりました。私のちょっと勘違いでしたので。皆さん方から何かご質問はありませんかね、何か。
――質疑なし――	
議長	各段無ければですね、この件についてはですね、承認をいただいた案件として出てきておりますので、また新しく申請が出てくるということですね。
	はい、どうぞ。
委員（9番）	この空き家バンクへ出るということはよね、畠の 3 筆が空き家へひつついで出てくるということだったらよね、空き家を買うたら 3 筆が引つ付いてくらあね。それで買うたら 734-1、来月出てくるというやつの 3 条はいらんなるんやない。
事務局	すいません、まず、農地を買うためには 3 条申請が絶対必要です。許可が必要です。それで今回農地、空き家に付けて農地を設定した場合にはですね。その農地を下限面積を、普通やつたら 4.0a いるんですけど、それを 0.1a にしましょと。0.1a に設定するっていうのを今上げてるんです。それで 0.1 に設定をしたらこの農地を空き家バンクで空き家を買う人が一緒に買う場合には取得できますという、下限面積が 0.1a なので取得できるという流れで今回ですね、今日この設定が通って下限面積の設定して初めて 3 条が申請できるということになります。今度 3 条申請が出てきて、下限面積は 0.1a をクリアしているということです。
委員（9番）	それで今度買うという人は、そしたら下限面積は関係ない。
議長	で、農地が買えるってことよ。農地は農地と。

事務局	下限面積の0.1を超えているということで。 設定が久しぶりだったのですいません。
議長	わかりましたかね。すいません、いろいろとこんがらがってきて私もよくわからなくなりました。 議案第3号につきましてはですね、別段面積（下限面積）の設定についての案ですのでこれをご承認いただけたら案を外してですね、こういう方法でいくということで、次にまた、3条申請が出てくるというふうなことになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。 ご質問、他にありませんか。
	――質疑なし――
議長	各段無ければですね、議案第3号下限面積設定についてを採決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
	――全員挙手――
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 引き続きまして議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明をお願いします。
事務局	議案第4号 香美市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についての補足説明を行います。 この指針につきましては農業委員及び最適化推進委員の農地等の利用最適化推進の活動の目標、及び、その具体的な方法を定めたものとなっております。 当市では、平成29年3月2日に策定され、平成35年を目標とし、3年ごとに見直すこととしております。 指針の見直し、変更については、農業委員会総会で議決する必要がありますので、今回上程したもので、また、指針を定め、又は、これを変更しようとするときは、最適化推進委員の意見を聴かなければならぬこととなっております。 この指針の今回の変更の内容については、これまで意見交換会で説明し、ご審議をいただき修正しました案となっております。 内容の説明については、すでに審議していただいた内容でありますので省略をさせていただきます。 なお、この指針の策定については、最適化交付金の交付を受ける必須要件となっております。また香美市のホームページにおいて公表をしておりますので、変更後速やかに公表することとなっております。以上です。
議長	説明が終わりましたが、皆様方にはこの資料が事前にお配りされてますので若干、日をお通しをいただきちゅうというふうな思いをしていますが、ただ今より、皆さん方からご質問なり、またご意見なり、お伺いをしたいと思いますので、何かこの件につきまして質問等はありませんかね。
	先程も言われたように最適化交付金を受ける香美市としてはですね、これがどうしても必須条件ということになってますので、今日、皆さん方にご理解いただきてこれでいくというふうなことで採決したいと思いますので、皆さん方、ご意見があればですね、いただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。
	これまた将来的には若干ある程度修正したりできるがやあ。これで設定したらおしまいじゃない。

事務局	3年毎に。次は35年に。
議長	3年ごとに見直しをされるということになろうかと思います。ただ大まかな見直しじやいうことにはならんと思いますので、この件がたたき台になって数字が若干変わったりということであろうかと思います。そういうことですですが、各段何かご質問はありませんかね。
――質疑なし――	
議長	格段無いようですので、議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてですが、原案の通り賛成の方の举手をお願いしたいと思います。
――全員举手――	
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第5号農地法第18条第6項解約報告についての説明をお願いします。
事務局	<p>報告第5号 11ページになります。</p> <p>農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。</p> <p>1番、申請地は土佐山田町字浜道ノ西991番2、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,090m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計面積、2,280m<sup>2</sup>、貸入及び借入は議案書のとおりです。成立日、解約日は令和2年4月1日、引渡日は令和2年10月30日、解約理由は水路からの水の浸水のためです。</p> <p>次に2番、申請地は土佐山田町山田島字島605、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,037m<sup>2</sup>、貸入及び借入は議案書のとおりです。成立日、解約日は令和2年12月6日、引渡日は令和3年1月1日、解約理由は借り手変更のためです。</p> <p>次に12ページ。3番、申請地は土佐山田町佐野字上ミヤマウチマル301番、地目は畑、農振区分は農用地、面積は413m<sup>2</sup>、外3筆、計4筆で合計面積、2,601m<sup>2</sup>、貸入及び借入は議案書のとおりです。成立日、解約日は令和2年11月10日、引渡日は令和2年12月10日、解約理由は野菜の生育不良のためです。</p> <p>4番、申請地は香北町橋川野字中西144番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は829m<sup>2</sup>、外3筆、計4筆で合計面積が1,862m<sup>2</sup>、貸入及び借入は議案書のとおりです。成立日、解約日、引渡日とともに令和2年11月30日、解約理由は受け手の行う栽培に排水条件が折り合わず、想定収穫が得られないためです。</p> <p>13ページにいきまして、5番、申請地は香北町橋川野字中西144番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は829m<sup>2</sup>、外3筆、計4筆で合計面積、1,862m<sup>2</sup>、貸入及び借入は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年11月30日、解約理由は受け手の行う栽培に排水条件が折り合わず、想定収穫が得られないためです。</p> <p>この地番は農業公社を通してたので2つあるということですので、失礼いたしました。以上です。</p>
議長	以上、説明が議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告の説明がありました。ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問はありませんかね。はい、岡田委員。
委員(5番)	さつきの農業公社ですよね。

議長	はい。
委員（5番）	農業公社を通して貸出したら、借り人が返したら農業公社はその次を構えんずつ、そのまま返すということになるがです。
事務局	今回の件についてはそうなりました。
委員（5番）	そしたら担当の職員もおるやんか、うちらあも農業公社から借りちゅうけど、うちの場合は地元から借り手がないきって言うて、一応農業公社を1回通して、それで探してもうたけんどう。それで農業委員が探してくれと言うので探したけんどそんの農業委員には通知もないがで。
事務局	今回はですね、所有者の方が次をもう当たってまして、一度農業公社へもう1回ねという方法もありますけど、探してみたみたいで。
議長	岡田君、えいかね。
委員（5番）	捨てられたらかわいそうな。
議長	そうですね。農業公社がせっかく借りちよって貸しちゅうのに、農業公社に戻ってきたら、公社から個人に戻るとよね、公社はなにしよりやあ。次の借り手をちゃんと探して貸しちゅう農地については借り手がなかつても次の人に貸してやっていう思いもあるよね。何か借りる人もわかっちゅう。
事務局	決まったかどうかは確認していないんですけど、その解約に来られちよったときにそういうことで。
議長	他に。はい。
推進委員（10番）	農業公社がもうちつと後々面倒を見てくれたらいいですけど、この件は私の地区の橋川野ですので、ほんとにこれはここへ書いちゅう排水条件が折り合はず、排水条件なんて1回も聞いたことないよ。こういう条件は。言うたら地元が文句言うからもう辞めますということでした。けど、地元としても言うこと言わなあ、確かに想定の収穫が得らんってことは言つてましたけど。現状この3筆はさっき言つた[ ]が2筆、家の横は息子が管理してもらうように今話を今します。ただ、[ ]さんが生姜をやつてましたので相当深う掘つちゅうと思いますので、まあ今月中にそこへ水を入れて、1回そこが溜まるかどうか見て、それからそこをもう1回あたるかどうかを話をすると今そういう話を進めています。とにかく深う掘り過ぎちゅうからね。そこがちょっと心配で。今現状そういうふうに地元では進めています。
議長	また、借りられるっていうのは[ ]さんが借ってくれるが。
推進委員（10番）	違う、地元の者が家の横だから、そこを作つてもらえんかって話をして、実は[ ]さんいうて[ ]の人が橋川野で相当作つてもらつてます。その人に自分は行って頼んだけど、もうどうしてもよう作らんということで、だったらもう地元で誰か作つてもらおうっていうことで今話をし、今さっき出ちよつた[ ]が家の横だから作つてみてくれえと話をして、現状はそこは耕作するようになつてますがね。家の[ ]さんくの東側は息子が一応管理をするということで今話を進んでます。

議長 はい、地元の委員さんは大変やろうと思うけれどもよろしくお願ひしたいと思います。はい、有難うございました。他に何かご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案第5号につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

引き続きまして議案第6号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町楠目字城ノ南1097番、地目は畑、面積は403m<sup>2</sup>、外4筆、計5筆、合計面積1,892m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日、引き渡日は令和2年11月27日、解約理由は借人からの返還の申出があつたためです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案第6号につきましてですね、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長 各段無ければこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての説明をお願いします。

事務局 議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町中野の農地13筆、合計12,602m<sup>2</sup>を議案書のとおり、所有者から高知県農業公社が借り受けます。この後、[REDACTED]の方が借り受け、水稻を栽培する予定となっています。

16ページに移ります。

2番、再設定になります。土佐山田町神通寺の農地5筆、6,415m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]が借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年となります。

3番は新規設定で、土佐山田町佐野の農地2筆、1,865m<sup>2</sup>を、2番と同じく[REDACTED]の[REDACTED]が借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は8年と3ヶ月になります。同じ所有者さんと利用権を結んでいる他の農地と借受の終了日を揃えるためにこういった、ちょっと半端な期間になっております。

次に17ページに移りまして、

4番、再設定で、土佐山田町の農地、3,923m<sup>2</sup>を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

5番、再設定になります。土佐山田町宮ノ口の農地、1,057m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年です。

18ページに移りまして、

6番、再設定で、土佐山田町宮ノ口の農地8筆、合計5,683m<sup>2</sup>を、5番と同じ[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。こちらは使用貸借権で期間は5年となります。

次19ページにいきます。

7番、再設定になります。土佐山田町山田の農地、1,184m<sup>2</sup>を[REDACTED]

■の■さんが借り受け、オクラと水稻を栽培します。賃借権で、期間は3年となります。

続いて8番、再設定になります。土佐山田町山田の農地、980m<sup>2</sup>を7番と同じ■の■さんが借り受け、同じくオクラと水稻を栽培します。賃借権で、期間は3年です。

20ページに移ります。

9番、再設定です。土佐山田町の農地7筆、合計6,998m<sup>2</sup>を■の■さんが借り受け、水稻・野菜・牧草等を栽培します。賃借権で、期間は5年になります。

21ページに移ります。

10番、新規設定になります。土佐山田町小田島の農地、3,470m<sup>2</sup>を■の■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で、期間は5年です。

11番、新規設定で、土佐山田町山田島の農地5筆、合計3,411m<sup>2</sup>を■の■さんが借り受け、やっこねぎを栽培します。賃借権で、期間は9年1ヶ月です。もともとこれまで利用権設定をしていましたが、先の利用権が切れて、1ヶ月間を空けてからもう一度利用権設定したいという所有者さん、貸し人からの要望で、1ヶ月空けて2月から新たに設定するものです。

22ページにいきます。

12番、再設定で、土佐山田町中野の農地3筆、合計1,763m<sup>2</sup>を■の■さんが借り受け、水稻・野菜を栽培します。賃借権で、期間は10年となります。

最後13番、新規設定になります。香北町太郎丸の農地、1,319m<sup>2</sup>を■の■さんが借り受け、水稻を栽培します。使用賃借権で期間は10年となります。以上です。

議長 案件の中の11番ですね、■君が該当しますので、退席をしていただいくですね、

■委員退席

議長 ■君の案件からご質問を受けたいと思いますが。何かご質問はありませんか。

質疑なし

議長 各段無いようですので、この件につきまして原案通り賛成の方の举手をお願いします。

全員举手

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
■君、代わってくれる、ごめん。

■委員入席

■委員退席

議長 それでは2番と3番の案件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

-----質疑なし-----

議長 各段無いようですので、採決を取りたいと思いますが、諮問の通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----■委員入席-----

議長 それでは関係をする委員さんの案件が終わりまして、それぞれご承認をいただきましたのでご報告をしておきます。

それではすべての案件についてですね、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

委員さん、推進委員さんの中ですね、この土地というか借りて作られゆう人・土地のですね、管理の仕方等によって各段問題が無ければいいんですけど、問題があるような件がありましたら何かご報告をいただいて改善をせなあいかんと思いますので、各段無ければですね、問題ありませんが、気のついたところがありませんかね。他にご質問ありませんか。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、すいません。

それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第8号でその他の件が出ておりますが、何か、事務局の方から何か。無かつたら、課長の方からですね、皆さん方にちょっと報告というかお知らせをしちよかなあいかんことがあるらしいので、よろしくお願いします。

事務局長 すいません。農林課からお知らせといいますか、お願ひがありますので、させていただきます。資料はございません。

香美市持続化給付金、農林業者版ですが、締め切りが1月29日、金曜日となっております。国の持続化はちなみに1月の15日となっています。

皆さんの中でも該当しておれば申請のご検討をよろしくお願ひをしたいと思います。

それと合わせまして可能な範囲で結構ですので事業のPRも残りの期間も少なくなってきてますが、よろしくお願ひしたいというところです。PRしていただいたら助かるというふうに思いますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 皆さん方から何か意見とか何か聞きたいこととかあれば受けたいと思います。

各段ありませんか。いいですかね。他に何かありませんか。

-----質疑なし-----

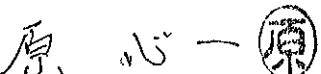
-----質 疑 な し -----

議 長

それでは今日の定例会の議案についてはですね、以上のようにさせていただきます。それで引き続いてのちによる最適化推進委員の意見交換会をしたいと思いますので、少しの間休憩をしたいと思います。皆さんのが揃い次第始めたいと思いますのであんまり遠くへいかんようにお願いしたいです。以上です。小休します。

閉会（14時59分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 ひ一 

署 名 人 宗石 和彦 

署 名 人 西村 九郎 